

第7 自律の美・他律の美

1 二つの美の表現形式

われわれがすでに研究したように、リードは純粋美術の分野から実用美術、すなわちインダストリアルデザインへの積極的な働きかけを主張しこれを奨励したけれども、美術作品における美とインダストリアルデザインにおける美とは、同じく美を表現することを目的としているとはいえ、美の表現の条件が異なっていることをわれわれは知らなければならない。このことを、これから考えてみよう。

それでは、この相異なる条件の基本的な解明を与えるカギは一体何であるか。私は、このカギを与えてくれる者として、ドイツの哲学者フリードリッヒ・シラー（Friedrich Schiller）を見いだした。シラーは、カント哲学の最初の継承者として有名である。このシラーの著“Kallias, oder über die Schönheit”³⁸⁾の中から、われわれは、この解明のカギとなるべき声を聴くことができるのである。

「趣味判断が全く純粋である場合には、美なる対象がそれ自身として如何なる種類（理論的または実践的）の価値を有っているか、如何なる素材から成立しているか、如何なる目的のために存在しているかということが全然抽除せられねばならない。対象が如何なるものであらんとするかは問うところではない。われわれが対象を美的なりと判断する場合には、われわれは、それが自己自らに依ってあるところのものであるかどうかを知ろうとするだけである。われわれは対象の論理的性質を問わない。従ってわれわれは、むしろ『目的と規則からの独立をその最高の特長』とする。いうまでもなく、それは合目的性と合規則性がそれ自体美とは相容れないように見えるからというのではなくして、一むしろ美なる所産は総て規則に従わねばならない一目的と規則の影響としてわれわれに気付かれるものが強制として現われるから、即ち、対象に対して他律を伴うからである。美なる所産は合規則的であってもよいばかりでなく、むしろ、そうであらねばならぬ。しかしそれは同時に、規則から自由であるように見えねばならないのである³⁹⁾。」

われわれは、これだけのシラーの言葉から大きなヒントを得ることができる。すなわち、われわれはここに、美術作品とデザインとの間の美の基本的な差異を見いだすことができるのである。それは、「自律の美」と「他律の美」とである。

「自律の美」とは自からを律する美、すなわち自からを目的として起こり、自からによって規制する美である。シラーに言わせれば、「己れ自らあらわになる（*sich selbst erklären*）」美である。しかるに、「他律の美」とは他から律される美、すなわち他による制約の中で表現される美である。この美の二つの概念は、正に美術作品とインダストリアルデザインとの間の美に対する基本的差（本質的差ではなく）を、われわれに明らかにしてくれるのである⁴⁰⁾。

2 自律の美

このように、「美」には自律性のものと他律性のものがある。そして、「自律の

美」は絵画、彫刻、彫塑などの表現形式で現象界に具現化される。他方、「他律の美」はいわゆるデザインという表現形式で現象界に具体化される。

まず、「自律の美」は、すでに述べたように、現象界における美の実現において、外からの規定や制約から自由であり、それ自からを現わそうとして内から出てくるものである。それ故、絵画や彫刻などの形式をとった美術作品は、「純粹」な美といわれる。

フランスの彫刻家ザッキンは、矢内原教授との対話の中で次のようなことを言っている。

「芸術家にとって自由ほど貴いものはない。ルネッサンスや 17 世紀、18 世紀の芸術家たちは教会や宮廷に縛られていた。彼等は生活に困らなかつた代わりに、制作の上で大きな制約を受けていたが、大切なのは楽な生活ではなく自由な創造だ。現代の芸術家は幸い誰にも縛られない自由をもっている。われわれは、真暗な野原を一人で歩いて行くようなものだ。誰も助けてくれない代わりに誰にも縛られない。ただわれわれ内部の要求に従うだけだ⁴¹⁾。」

このザッキンの言葉は、大衆の要求を予想し、大衆の機嫌をうかがって彫刻作品を造り上げるようなことはしないことを意味する。

また、画家ブラックは、矢内原教授との対話の中で、「画家にとってレモンはレモンである必要はなく、スプーンはスプーンである必要はないのだ。」という。このことは、画家における美の自律性を端的に言い現わしている。

ゴッホは「色はそれ自身、なにものかを表現する。」といい、ボナールは「色はデッサンよりも論理的にみずからを規定していく。」といていることも、美術作品における美の自律性を裏付けるものである⁴²⁾。

3 他律の美

「他律の美」は、これとは反対の内容を持ち、また持たなければならないものである。すなわち、外からの規定と制約を受けるということである。それが「インダストリアルデザインの他律性」の所以である。

まず第一にインダストリアルデザインは、「物品」という対象による規制がある。「物品」から自由になることは、デザインにはできない。物品から自由になることは、インダストリアルデザインの否定であり、それはインダストリアルデザインとはいわれない。

このようにインダストリアルデザインには、まず「物品」という対象が存在し、この対象に対し「美」なるものを表現しようとする。即ち、他律的表現、これが同じ美の表現ながら、美術における自律的表現と異なる最大の理由である。物品のもつ性質、機能、大きさなどに制約され、また材料による規制も受けつつ実現される美、インダストリアルデザインにおける美は物品という他律の中で花を開くのである。

第二にインダストリアルデザインは、それが創作された時（日本意匠法では出願時）を基準に、いわゆる「周知公知」例による規制がある。この周知公知のデザイン

から自由になりたければ、従来存しない新しいものを創作しなければならないのである。

第三にインダストリアルデザインは、周知公知や先願のデザインとの関係では、同一だけでなく「類似」のデザインであってはならないという制約がある。この「類似」の問題は、自他デザインの共通の創作性の有無をめぐる問題である。

以上の三つが、インダストリアルデザインにおける美の「他律性」といわれる所以である。シラーは、美術作品における美それ自身に対し、「目的と規制からの独立をその最高の特長⁴³⁾」といているけれども、これに対してわれわれは、インダストリアルデザインは「目的と規制の中にあることをその最高の特長としている」と、あえて言おう。

このように、目的と規制の他律の中の美の実現がインダストリアルデザインの美の特徴であり、それを成立せしめている根拠となっている。

4 類似による制約

私は、他律性の第三の理由に「類似」を挙げた。インダストリアルデザインは「他律の美」であるが故に、同一とは別に「類似」による制約を受けることになる。

「自律の美」においては、それが独自の作品であるが故に、「類似」なる概念はないけれども、「他律の美」になると、客観的な創作性の有無が問われるが故に、「類似」のことが問題となる。したがって、二つのデザインの間にも共通の美的創作性が感受されなければ、対比するデザインは類似しないといえるし、感受されるデザインであれば、表現の変更（部分的変更、故意のひねり等）があったとしても、客観的な創作性が認められないとして、類似するものとなる。

二つのインダストリアルデザインの、類否判断については、また次のような見方もできる。

「この二つのデザインはそれぞれ別異の美を主張している」と区別することに対し、不快の感をもよおすような場合は類似のデザインである。これに対し、二つのデザインを別異のデザインであると区別することに不快の感をもよおさない場合は、別異のデザインであると判断してよい。美とは、たとえそれが他律の美であっても、人の感性に満足を与えるもの、快感を与えるものである。よき快感を与え、満足を与えるものは、新しいデザインである。快や不快の感は完全に割り切れて区別されるものではもちろんなく、強弱程度の問題ではあるけれども。

しかしこのような区別や判断は、専ら感性的であり直感的であるから、きわめて主観的な判断にならざるを得ない。それを抑えるのが、すでに述べたように、従来の公知例や登録例に係るデザインとの比較である。これは主観的判断の中へ客観性を組み入れることであり、感性と理性との調和である。

それ故にこそ、インダストリアルデザインにおける美は他律的だということができるのである。

注)

38) F.シラー：草薙正夫訳『美と芸術の理論－カリアス書簡－』（岩波文庫 1955）。

Friedrich Schiller:SAEMTILICHE WERKE V, HANSER 1962。

39) シラー：前掲訳 28 頁。独語書 p.401～402。

40) シラーは「他律の美」という概念は認めていない。「美が理論理性において見出されないことは確かである。何故ならば、美は絶対的に概念に依存していないからである。」（訳 18 頁）「自己自らあらわになるような形式は美であるといわれる。」（訳 30 頁）。そして彼は、建築物の例を挙げて次のようにいう。「われわれは一つの建築物を、若しその総ての部分が、全体の概念と目的とに従って建てられ、且つ、その形式が、純粋にその理念に依って規定せられているならば、完全であるという。しかし若しわれわれが、その形式を理解するために、この理念の助けを求めなくてもよいならば、即ちその形式が、自発的に何らの意図なくして、自己自身から流露する如くに、また総ての部分が自己自身に依って制限せられている如く見ゆるならば、われわれはその建築物を美わしいという。それゆえ、（序でに言うならば）一つの建築物は、完全に自由なる芸術作品であることは出来ない。従ってそれは、美の理想に到達することは不可能である。何故ならば、階段・戸・煙突・窓・煖炉等を必要とする建築物において、概念の助けなしに充分であること、従って他律を匿すことは到底不可能なことであるからである。それゆえ、根源を自然そのものにおいて有する芸術美のみが、完全に純粋であることが出来るのである。」（訳 65 頁）。

われわれは、建築物を「完全に自由なる芸術作品」とか「完全に純粋である」などとは最初から考えていない。しかし、「他律の美」の理想を実現しようとしているものであることも否定することはできない。

41) 矢内原・前掲 120 頁。

42) これらは画家における純粋な自己主張と解することができるだろう。

43) シラー：草薙訳・前掲 28 頁。